

概要編
生命保険編
銀行口座開設編
中小企業の問題解決が使命です

久納公認会計士事務所

所長 久納幹史

公認会計士・税理士



会社設立編
投資信託編

《お客様への情報提供》

当事務所では毎月一回のFAXニュースと月2回の「社外重役」による情報提供を図っております。その他にも随時必要な情報の提供を行います。今後はホームページの充実を図り、さらなる情報提供に努めていきたいと考えております。

2
お役立ち
Accounting

お客様の財産を守る

当事務所はお客様の財産を守ることも重要な使命であると考えています。解禁間近のペイオフ、あるいは資産運用のため、海外預金口座に興味ある方も多いため、海外預金口座に興味ある方も多いため、

今夏、地元の税理士グループで、海外預金口座・生命保険についてハワイにて実地体験してきました。ここで、ハワイアメリカの銀行預金口座についてご紹介いたします。

○日本語での手続きが可能

ハワイのある銀行のワイキキ支店では

1
お役立ち
Accounting

コミュニケーションを大切に

私どもは、お客様とのコミュニケーションを最も重要と考えております。とにかく「何でも相談していただける事務所」でありたいと考え、日夜業務を推進しております。

《お客様の問題解決が我々の使命》

手続き全てが日本語でできます。行員は全員日本語ができますので、会話は日本語、住所などの申請書類も、小切手に使用するサインも漢字でOKと、まったく海外にいることを忘れてしまいたいという。実際この支店の顧客の7割が日本人だそうで、旅行に来て口座を作っている方も多いそうです。

○口座を連名とすることが出来ます

アメリカでは、複数個人の名義で口座を作ることが出来ます。そして、その各人が口座からお金を引き出すことができ

ます。たとえば夫と妻の連名で口座を作成しておけば、夫が死んだあとも妻はその預金を引き出すことができるので、日本のように相続の時に口座を封鎖されて困ることはありません。

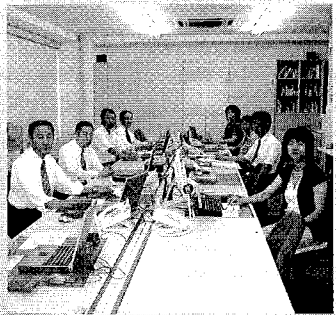
○アメリカの預金保険に加入できます

また、連名にしておくアメリカの預金保険機構の保険金額（一人10万ドル・約1100万円）は、連名としている人数分倍になります。つまり、2名の連名なら約2200万円、3名なら3300万円となるわけで、奥さんや子供と

の連名口座を作成することは、ペイオフ対策としても、かなり有効な手段といえます。

○死亡時の受取人の指定が可能

口座名義人が死亡した場合に、その口座の受取人をあらかじめ指定することができます。この制度を利用すれば、たとえば子供が二人いるような場合に口座を二つ作っておき、それぞれを受取人としておけば遺書などの手間がなく、それぞれに分けることができますから、簡単に自分の意志で財産分けをしておくことが可能です。



わが社の Policy

お客様の気持ちを大切にします。
お客様とともに会社経営を考えます。
お客様の事業・財産を守ります。
海外資産運用先もご紹介。

久納公認会計士事務所

〒460-0008
名古屋市中区栄3-27-33
ロータリー栄ビル2F
TEL 052-262-5608
FAX 052-261-5260
http://www.kunoh-kaikei.com/